

SHINWA NEWS

交際費の改正等について

令和6年4月
(No.5)

今回は、本年度（令和6年）税制改正の中で交際費等の損金不算入制度の延長・拡充及びインボイス制度での金融機関の各種手数料の保存方法、クレジットカードにより決済されるタクシーチケットの回収特例の適用等をご紹介します。

[1] 交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

令和6年税制改正において交際費等から除かれる飲食費等の損金不算入制度及び中小法人に係る損金算入の特例（年800万円まで全額損金算入出来る中小法人の特例）の適用期限が、2027年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されました。

また、交際費から除かれる飲食等が2024年4月1日以降の支出分から、一人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げられました。

[2] 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書の保存方法

(1) 金融機関の入出金手数料や振込手数料

金融機関の窓口またはオンラインで決済を行った際の金融機関の入出金手数料や振込手数料について仕入税額控除を受けるためには、原則として適格簡易請求書及び一定の事項が記載された帳簿の保存が必要となります。

他方、金融機関における入出金や振込が多頻度にわたるなどの事情により、全ての入出金手数料及び振込手数料に関わる適格簡易請求書の保存が困難なときは、以下二点を保存することで、仕入税額控除を適用することが出来ます。

- ・金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等（個々の入出金サービスや振込サービスに係る取引年月日や対価の額が判明するものに限り。）
- ・その金融機関における任意の一取引（一の入出金又は振込）に係る適格簡易請求書

(2) インターネットバンキングなどのオンラインでの振込手数料等

インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の手数料等について、電磁的記録により適格簡易請求書が提供される場合には、当該電磁的記録をダウンロードする必要があります。ただし、同種の手数料等を繰り返し支払っているような場合において、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等の保存に併せて、当該手数料等の適格簡易請求書に係る電磁的記録が、インターネットバンキング上で随時確認可能な状態であるなど一定の要件を満たすのであれば、必ずしも当該適格簡易請求書に係る電磁的記録をダウンロードせずとも、仕入税額控除の適用を受けることが出来ます。

なお、金融機関が適格請求書発行事業者の登録をやめないことを前提に、一回のみ取得・保存することで差し支えありません。また、金融機関から各種手数料に係るお知らせ（適格請求書発行者の氏名又は登録番号、適用税率、取引の内容が記載されたものに限ります。）を受領した場合には、当該一のお知らせを保存することで適格簡易請求書の保存に代えることが可能です。

(3) クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットを使用した場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則としてその使用にあたってタクシー事業者から受領した適格簡易請求書の交付の保存が必要となります。

しかし、クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットを利用し適格簡易請求書が保存できなかった場合においても、受領したクレジットカード利用明細書及び以下の資料に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載された証票が使用の際に回収される取引として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることが出来ます。（回収特例）

- ・利用されたタクシー事業者のホームページ
- ・クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

(4) 少額特例

一定規模以下の事業者（基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者）については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることが出来る経過措置（いわゆる「少額特例」）も設けられています。

[3] 消費者に限定した取引についての適格請求書の交付義務

利用規約等において、サービスの対象を消費者に限定している場合は、適格請求書を交付する必要はありません。しかし、実際にサービスを利用した事業者（免税事業者を除きます。）から適格請求書の交付を求められた場合は、利用規約等にかかわらず、消費税法上、交付義務が生じます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。